

午前9時00分開会

○議長(山下 壽君) おはようございます。ただ今から、平成23年第10回川南町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてありとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控室へ移動願います。

午前9時01分休憩

午前10時05分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

ここで、生涯学習課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 議案第67号なんですけれども、訂正がございますので、差しかえのほうをお願いしたいと思います。冒頭から本当に、まことに申し訳ありません。

内容なんですけれども、表現のほうで、議案67号のほうの「使用料を徴収することができる。」というふうにお配りしてますけれども、これが、「納付することができる。」ということで、差しかえのほうをお願いしたいと思います。申し訳ありません。

すいません、今お配りしてますけれども、「使用料を徴収することができる。」という表現が間違ってます、「納付しなければならない。」ということで、今お配りしてますので、よろしく願いいたします。

○議長(山下 壽君) 日程第 1 「諸般の報告」

を行います。前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りしました別紙のとおりであります。なお、例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してありとおりでありますので、以上で報告を終わります。

日程第 2 「会期の決定について」

を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から16日までの9日間にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から16日までの9日間に決定しました。

日程第 3 「会議録署名議員の指名」

を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、【中津 克司】君及び【河野 幸夫】君を指名します。

日程第 4 議案第62号 「川南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めるについて」

日程第 5 議案第63号 「川南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について」

日程第 6 議案第64号 「川南町臨時的任用職員の分限に関する条例を定めるについて」

日程第 7 議案第 65 号 「「財政事情」の作製及び公表についての条例の一部改正について」

以上、4議案を一括議題とします。朗読は省略します。本、4議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第62号から議案第65号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第62号は、専門的な知識経験を有する者を、任期を定めて採用する場合の要件等について定めるものでございます。議案第63号は、川南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部を改正するものでございます。改正条例では、職員が水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合を追加し、分限処分として降任、免職、休職及び降給する場合の規定を整備するものでございます。議案第64号は、地方公務員法第22条第2項等に基づく臨時的任用職員については、同法第28条等による職員の分限規定が適用されないこととあわせて、構造改革特別区域計画の認定を受けるにあたり、必要な措置を講ずるものとして、分限条例を制定することが求められていることから、同法第29条の2第2項に基づき、臨時的に任用された職員の分限について、新たに条例を定めるものでございます。第2条で職員の意に反して免職することができない事項を規定するものでございます。議案第65号は、題名を「川南町財政状況公表条例」に改め、第1条を「この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による財政状況(以下「財政状況」という。)の公表に関し必要な事項を定めるものとする。」とするものでございます。第2条からは、それぞれ「財政事情」を「財政状況」に改め、字句の修正等をするものでございます。

以上4議案、補足説明のある議案につきましては、総務課長に補足説明をさせますのでよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 補足説明があればこれを許します。

○総務課長(吉田 一二六君) 議案第62号及び議案第63号につきまして、その補足説明を申し上げます。まず議案第62号ですが、第2条において専門的な知識を有する者を任期を定め採用する場合の要件について、第1号から第4号で定めるものでございます。第3条第1項は、期間限定で従事させることが公務の能率的運営を確保するため、必要である場合の規定を定め、第2項は、第2条以外で一定の期間、任期を定め採用する場合の要件を定めるものでございます。第4条は、短時間勤務職員を、任期を定めて採用することができる旨を規定し、第3項で、第2項以外で職員が修学休業(第1号)、介護休暇(第2号)、部分休業(第3号)により勤務しない期間(時間)について、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるものとするものでございます。第5条は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第6条で定める、3年を超えて任期を定める必要がある場合の任期の特例について規定をするものでございます。第6条は、任期付職員の任期を更新する場合は、当該職員の同意が必要とするものでございます。第7条第1項は、第3条により任期を定めて採用された職員は、管理

職手当（給与条例第9条）、管理職特別勤務手当（19条の2）は、支給しないとするものでございます。第2項は、第4条により任期を定めて採用された職員、任期付短時間勤務職員でございますが、この職員は、給与条例の管理職手当、扶養手当（第10条及び10条の2）住居手当（第11条）、管理職特別勤務手当は、支給しないとするものでございます。第3項は、任期付短時間勤務職員の通勤手当、時間外手当についての読みかえ規定でございます。

続きまして、議案第63号の補足説明を申し上げます。第1条は、地方公務員法に基づき、「分限及び懲戒の基準」、「降任、免職、休職等」について定めるものでございます。第2条は、休職の事由に、心身の故障のため長期の休養を要する場合等のほか、水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合を追加するものでございます。第3条は、降給の事由を、それから第4条は、降任、免職、休職及び降給の手続について定めるものでございます。第5条は、休職の期間、復職について定め、第6条で、休職者は、条例に特別な定めがある場合のほか、休職期間中の給与は支給しないとするものでございます。第7条で、失職の事由を、附則で平成24年1月1日から施行期日を定めるものでございます。以上で、議案第62号及び議案第63号の補足説明を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第 8 議案第66号 「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」

日程第 9 議案第67号 「川南町東地区運動公園条例の一部改正について」

以上、2議案を一括議題とします。朗読は省略します。本、2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第66号及び議案第67号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第66号は、川南町文化ホール使用料及び川南町立図書館内施設使用料の改定、並びに学校施設の屋外施設使用料及び、譲り受けました東地区運動公園の屋内施設等の使用料について、それぞれ追加するものでございます。議案第67号は、議案第66号で川南町使用料及び手数料徴収条例に追加した別表について、削除するものでございます。

以上2議案、詳細につきましては、生涯学習課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 補足説明があればこれを許します。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 議案第66号について、その補足説明を申し上げます。

条例改正関係新旧対照表を御覧いただきながら説明をさせていただきます。「学校施設使用料」であります。別表第4「2 屋外施設」中の屋外運動場の電気使用について1月当たり1,000円を追加するものでございます。「川南町文化ホール使用料」であります。別表第9の2「1ホール」は、改正前の備考欄3の条文を表に整理し、さらに区分中「練習等で舞台のみを使用するとき。」の使用料500円を追加するものでございます。また、「2 附属施設」に、新たに会議室3

00円を追加するものでございます。「川南町東地区運動公園使用料」であります。譲り受けました「(2)屋内施設」の体育館、研修室、和室、給湯室の使用料をそれぞれ追加するものでございます。「川南町立図書館内施設使用料」であります。占有する場合に限り、ミニシアター室、準備室、研修室、学習室、お話室の使用料をそれぞれ追加するものでございます。また、そのことに関連いたしまして、川南町立図書館附属設備使用料を追加するものでございます。以上で補足説明を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第10 議案第68号 「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」

を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第68号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、川南町温泉簡易浴場の廃止に伴い、川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止をいたすものでございます。

川南温泉は、平成10年1月にオープンしております。当時は、温泉施設移転も視野に入れ、温泉用地を借地し、簡易浴場として営業を開始しております。その後、財政的なこともあり、建てかえや大規模改修もしないまま、14年目を迎えようとしておりますが、温泉建屋や各機器類の老朽化が著しく、特に建屋の安全性について危惧され、このまま営業を続けることは困難と判断いたしましたものでございます。温泉利用者の立場から考えますと、大変厳しい提案になりましたが、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第69号 「平成23年度交付建設第2-A109-1号松原・通山線松原下橋上部工事請負契約の変更契約の締結について」

を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第69号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、平成23年第7回川南町臨時議会において議決いただきました、松原・通山線松原下橋上部工事の請負契約に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 補足説明があればこれを許します。

○建設課長(村井 俊文君) 議案69号につきまして、その補足説明を申し上げます。

今回の変更は、松原下橋かけかえに伴う取り付け道路の改良工事で、路床置換を購入材の再生クラッシャーラン(V=241立米)で設計していましたが、近くの現場からこれに変わる良質土が発生したため、購入材から発生土に設計変更するもので、当初請負額から830,000円減額す

る変更契約でございます。以上で補足説明を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第12 議案第70号 「平成23年度川南町一般会計補正予算(第5号)」

日程第13 議案第71号 「平成23年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)」

日程第14 議案第72号 「平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」

以上、3議案を一括議題とします。朗読は省略します。本、3議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第70号から議案第72号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第70号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,168万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,269万5,000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明申し上げます。

まず、歳入であります。使用料及び手数料は、東地区屋内施設使用料2万1,000円を計上しました。国庫支出金は、自立支援医療費191万5千円、県支出金は、まちづくり交付金事業309万5,000円、重度心身障害者医療費助成事業320万3,000円、畜産経営再開支援推進事業2,333万3,000円、種子島周辺漁業対策事業350万円の計上が主なものでございます。繰入金は、財源調整として財政調整基金4,350万円、畜産経営再開支援推進事業の財源として、川南町復興対策基金1,184万6,000円を計上しました。諸収入は、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業466万6,000円、過年度精算金340万9,000円を計上しました。町債は、広域水産物供給基盤整備事業負担金の財源に水産業債1,920万円を計上しました。

次に歳出について、御説明申し上げます。2款から10款までの人件費に関する経費は、平成23年第9回町議会臨時会で議決いただきました「川南町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に基づき減額をしております。総務費は、2,932万3,000円の計上で、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業700万円、電子計算費969万円、諸費の返還金1,092万4,000円が主なものでございます。民生費は、1,167万3,000円の計上で、主なものとして、自立支援医療費に383万1,000円、障害福祉費の任意事業に758万9,000円を計上しました。衛生費は、予防接種委託料616万4,000円の計上が主なものでございます。農林水産業費は、6,286万4,000円の計上で、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金721万円を減額し、畜産経営再開支援事業に3,500万円、漁業近代化資金利子補給補助金350万円、種子島周辺漁業対策事業補助金350万円、広域水産物供給基盤整備事業負担金2,134万3,000円の計上が主なものでございます。土木費は735万5,000円の計上で、道路維持費に360万円、住宅管理費に390万円を計上しました。教育費は、416万8,000円の計上で、雨漏り防水工事設計・監理委託料320万円が主なものでございます。第2表債務負担行為補正は、総合行政システムASPサービス利用料を追加するものです。第3表地方債補正は、広域水産物

供給基盤整備事業負担金の財源として、水産業債を増額するものでございます。

続きまして、議案第71号は、収益的収入及び支出の支出、第1款第1項の営業費用を12万5,000円減額し、収益的支出の総額を3億829万3,000円とするものでございます。予算第6条に定めていた、職員給与費の4,380万1,000円を給与改定等に伴い12万5,000円減額し、職員給与費の総額を4,367万6,000円に改めるものでございます。

議案72号は、歳入、歳出の増減はなく、今後不足が見込まれる居宅介護住宅費改修費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防住宅改修費及び特定入所者介護サービス費をそれぞれ増額して計上し、予算の余剰が見込まれます、施設介護サービス給付費及び介護予防サービス費をそれぞれ減額し、事業費の組みかえを行うものです。

以上3議案、補足説明のある議案につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 補足説明があればこれを許します。

○総務課長(吉田 一二六君) 議案第70号について、その補足説明を申し上げます。

10～11ページをお願いします。9款1項1目、地方交付税は、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)の成立に伴い再算定され、額の変更がありましたので、4万8,000円の減額計上で、前年度比2.9%、7,027万5,000円の減となっております。12～13ページをお願いします。14款3項1目、総務費委託金は、漁業調整委員会委員選挙費71万1,000円を計上いたしました。14～15ページをお願いします。17款2項1目、財政調整基金繰入金4,350万円は、財源調整のため繰り入れをするものでございます。3目、川南町復興対策基金繰入金1,184万6,000円は、畜産経営再開支援推進事業の財源として繰り入れをするものでございます。20款1項2目、農林水産業債は、広域水産物供給基盤整備事業負担金の財源として借り入れをするものでございます。なお、各歳入項目で、歳出と関連する部分については、それぞれの関係所管課等が歳出の方で説明をいたします。

次に歳出について、御説明申し上げます。総務費から教育費の人件費に関する補正につきましては、平成23年第9回町議会臨時会「川南町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に基づく減額が主なものでございます。詳細につきましては、34ページから35ページの給与費明細書を見ていただきたいと思います。16～17ページをお願いします。2款1項1目、一般管理費19節、負担金補助及び交付金66万4,000円中、10万円は、高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金でございます。18～21ページをお願いします。2款4項10目、漁業調整委員会委員選挙費71万2,000円は、平成24年1月に予定されております漁業調整委員の欠員に伴う選挙費を計上いたしました。36～38ページをお願いします。債務負担行為及び水産業債の追加に伴い、それぞれの調書を掲載しております。後ほど御参照いただければと思っております。以上で補足説明を終わります。

○総合政策課長(諸橋 司君) 議案第70号につきまして、総合政策課関連の補足説明を申

し上げます。16、17ページをお願いいたします。2款1項6目13節、委託料700万円は、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業で取り組みます、屋根付き多目的運動場の設計委託料及び地質調査委託料の予算計上でございます。10目13節、委託料969万円は、総合行政システムASPサービス利用委託料255万円と新システム導入に伴いデータ移行のための委託料714万円の予算計上でございます。以上で補足説明を終わります。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) それでは、議案第70号につきまして、健康福祉課関連の補足説明を申し上げます。20、21ページをお願いいたします。3款民生費1項5目障害福祉費20節、扶助費中、自立支援医療費383万1,000円は、当初見込みに対し医療費が現在かなり増加してきて、今後、現予算上不足が見込まれます。その額を増額計上しております。同じく任意事業費中、重度障害者医療費助成、障害者住宅改造費計758万9千円につきましても、同様の理由で計上をしております。22、23ページをお願いします。4款1項2目予防費13節、委託料616万4,000円は、65歳以上の方の季節性インフルエンザに対する予防接種の補助を行うものでございます。以上で補足説明を終わります。

○農林水産課長(押川 義光君) 議案70号につきまして、農林水産課関係の補足説明を申し上げます。24、25ページをお願いいたします。6款1項5目19節、負担金補助及び交付金51万円は、JA尾鈴ハウスキュウリ部会が、微生物農薬を使用して、病虫害の駆除を行う事業に対し補助するものでございます。6款1項6目19節、負担金補助及び交付金3,500万円は、養豚経営再開支援対策といたしまして、県の補助を受け、尿処理施設を改良または設置する農家に対し、補助するものでございます。26、27ページをお願いいたします。6款2項2目19節、負担金補助及び交付金36万1千円は、森林の計画的整備推進を行うため、児湯広域森林組合が、国・県の補助を受け、作業路網の改良活動を行う事業に対し補助するものでございます。

6款3項1目19節、負担金補助及び交付金720万円中、漁業近代化資金利子補給補助金350万円は、農業関係近代化資金活用者との均衡を図るため、漁業近代化資金を活用し、漁船建造や機器類整備を行う者に対し、補助するものでございます。また、種子島周辺漁業対策事業補助金350万円は、漁協漁具倉庫の屋根補修工事に対し補助するものです。以上で補足説明を終わります。

○農村整備課長(横尾 剛君) 議案第70号につきまして、農村整備課関連の補足説明を申し上げます。24～27ページをお願いいたします。6款1項7目農地費の15節、工事請負費300万円は、10月の大雨によりまして、排水路等が被災したため、今回5カ所ほど改修を行うものでございます。次の19節、負担金補助及び交付金の688万円の減額は、基幹水利施設ストックマネジメント事業(高鍋・川南地区)の平成23年度事業計画分が、半分程度しか実施できず、次年度以降にずれ込んだため、負担金を721万円減額し、みんなでつくるいきいきふるさと事業、これは、渇水期にポンプ購入やリース対応で渇水対策を行った水利組合に対し、県単2分の1の補助事業を行うものですが、33万円を計上するものでございます。以上で補足説明を終わります。

す。

○建設課長(村井 俊文君) 議案第70号について、建設課関連の補足説明を申し上げます。26～27ページをお願いします。6款3項4目19節、負担金補助及び交付金2,134万3,000円は、県が整備を行っています川南漁港の広域水産物供給基盤整備事業に対する負担金10分の1で、防砂堤のケーソンの据えつけでございます。28～29ページをお願いします。8款2項2目15節、工事請負費360万円は、塩付・大久保線道路側溝布設工事L=160m分の計上で、東小学校から村里運輸交差点までの東側道路排水が工業団地内を通過しており、降雨時に団地内の排水が処理出来ないため、村里運輸交差点から北側に新たに道路側溝を布設し、分水するものです。4項1目11節、需用費200万円は、町営住宅の管理費の不足が予想されますので、修繕料を計上しました。15節工事請負費190万円は、番野地住宅の受水槽から高架槽へ配水するポンプ2基の老朽化による取りかえ工事と町営住宅ガス漏えい検知装置設置工事、新橋住宅他4件10棟分の工事費を計上しました。以上で補足説明を終わります。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 議案第70号について、生涯学習課関連の補足説明を申し上げます。30～31ページをお願いします。10款4項3目11節、需用費中光熱水費170万円の減額は、節電対策のための電球交換及びトイレ照明センサー点灯式への改善等を行った結果、消費電力が減少したことによるものであります。修繕料60万円は、さらなる節電をおこなうための対策で、照明器具修繕等の計上でございます。13節委託料中320万円は、来年度以降に行う文化ホール図書館雨漏り防水工事のための設計委託費でございます。以上で補足説明を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第15 議案第73号「国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託に関する都農町及び高鍋町との協議について」

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第73号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、平成24年度から平成25年度の2カ年にわたり取り組むこととしております、国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託について、関係町である都農町、高鍋町と地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、協議により、別紙のとおり規約を定めたく、同条第3項の規定において準用する第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本事業は、国営事業完了予定年度の2カ年前から実施されることになっており、国の指導のもとで、水管理施設に関わる操作技術の習得及び安全かつ適正な管理体制の整備促進を図ることができるものであります。本来ですと、制度上、各町が事業実施主体となって本事業に取り組む必要があるわけですが、両町から事務の委託を受け、本町が本事業の窓口になることにより事務の効率化を図るものです。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

ます。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第74号「教育委員会委員の任命について」

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第74号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、長年にわたり教育長を務めていただいていた佐藤賢一郎氏が12月25日を持ちまして任期満了となり、教育委員会委員を退任されますことを受け、新たに教育委員会委員として木村誠氏を任命したく御提案するものでございます。木村氏は、川南町東原出身で昭和48年に福岡教育大学を卒業され、数々の教育現場を御経験されるとともに、県、市の教育行政機関にも数度にわたり勤務されてきました。一貫して教育に携り、人格、識見ともに優れており、教育委員会委員として適任者であります。よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第17 請願第 3号「漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書案の提出を求める請願書」

を議題とします。議会事務局長に朗読をさせます。

○議会事務局長(永友 尚登君) それでは、請願書を朗読させていただきます。

平成 23 年 10 月 13 日

川南町議会議長

山下 壽 様

請願人

川南町漁業協同組合

代表理事組合長

溝口義春

紹介議員 川越忠明

漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書案の提出を
求める請願書

漁業においてはコストに占める燃油のウエイトは極めて大きいことから、本県漁業は、かねてからの魚価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。さらに追い打ちをかけるように今回、東日本大震災の大打撃に加え、原発事故の風評被害にも見舞われ、漁業経営はより深刻の度を深めている。

このような中、県民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめと

する以下の燃油税制にかかる措置を国に対して求める旨、貴議会において採択いただき、意見書案を国へ提出されたく、請願する。

記

1. 漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税処置について、恒久化すること。
2. 農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。
3. 地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。とくに燃油への課税についてはA重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

以上であります。

○議長(山下 壽君) 本請願の取り扱いについては、調査の必要もあるかと思しますので、常道に従い、産業建設常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでございました。

午前10時55分閉会
